

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第84号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年3月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成30年3月3日3月4日（竹ヶ島協議会及び専門委員会のこと、事業）の伺い報告書 環境首都課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年3月28日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成30年3月3日竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会業務報告書」及び「平成30年3月4日竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務報告書」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年4月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年7月4日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

全部開示としながら上司に報告した伺い書類等がない

2 審査請求の理由

改ざん行為を確認した為

国は県の事業に対して、無駄な事業と特定した中で受注業者の部長は経費等（例）カゴを倍にした経費等を協議員に報告するとしたが、改ざんしている行為を県は認めている。これら行為は正に「枉法行為」そのものであるため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 竹ヶ島海域公園自然再生協議会は、貴重な観光資源でもある竹ヶ島海域公園内に生育するエダミドリイシサンゴをはじめ、生育環境の変化等により損なわれつつある対象地域の自然再生を推進するために、当時は、地元自治体の1つである海陽町が協議会事務局となり、①公募による個人及び団体若しくは法人で、対象地域において自然再生事業を主体的に実施する者、②地域の自然環境に関し専門的知識や経験を有する者、③関係行政機関（国土交通省四国地方整備局、環境省中国四国地方環境事務所、徳島県、高知県、海陽町、東洋町）で構成する団体であり、徳島県からは県民環境部環境首都課長ほか委員となっていた。
- (2) 審査請求人は、「H30年3月3日3月4日（竹ヶ島協議会及び専門委員会のこと、事業）の伺い報告書 環境首都課」の公開を求めており、実施機関は、このうち、「H30年3月3日3月4日（竹ヶ島協議会及び専門委員会のこと、事業）の報告書 環境首都課」について、環境首都課長を含む各委員に配布された「平成30年3月3日竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会業務報告書」及び「平成30年3月4日竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務報告書」と特定した。
- (3) また、審査請求人は、「平成30年3月3日3月4日（竹ヶ島協議会及び専門委員会のこと、事業）の伺い 環境首都課」の公開も求めているが、平成30年3月3日の専門委員会には環境首都課の担当者が、翌日の協議会には環境首都課長が出席したため、初日に開催された専門委員会の内容については、担当者から環境首都課長に対し口頭にて復命を行うこととしたため、また、専門委員会及び協議会の内容については、前記の業務報告書を回覧することにより情報の共有化を図ることとしたため、「伺い」に類する書類は作成していない。
- (4) 本件処分については、(2)に記したとおり請求の対象となる公文書を特定し、条例第12条第1項の規定に基づき、条例第8条第1号及び第2号に該当する非公開情報を除いて保有する全ての公文書について公開することとした。

以上により、条例第12条第1項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求の趣旨及び審査請求の理由として、「全部開示としながら、上司に報告した伺い書類等がない。改ざん行為を確認したため。」と主張しているが、前述のとおり、全ての公文書について非公開とすべき部分を除きそのままの状態で開催したものであり、改ざん行為を確認したという審査請求人の主張自体失当である。

また、審査請求人が審査請求書の下部に記載している内容は、本件処分とは全く関係のない事柄について、事実に基づかない審査請求人の私見を示したものに過ぎない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年7月4日	諮問
令和6年8月30日 第3部会（第11回）	審議
同年 9月26日 第3部会（第12回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成30年3月3日竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会業務報告書」及び「平成30年3月4日竹ヶ島海域公園自然再生協議会業務報告書」と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、「全部開示としながら上司に報告した伺い書類等がない」と主張しているが、実施機関は審査請求人が主張する書類を作成していないと説明しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、審査請求人が開示を求めている「平成30年3月3日3月4日（竹ヶ島協議会及び専門委員会のこと、事業）の伺い 環境首都課」について、平成30年3月3日の専門委員会には環境首都課の担当者が、翌日の協議会には環境首都課長が出席した。初日に開催された専門委員会の内容については、担当者から環境首都課長に対し口頭にて復命を行い、翌日の専門委員会及び協議会の内容については、前記の業務報告書を回覧することにより情報の共有化を図ったため、「伺い」に類する書類は作成していないとのことである。

「伺い」は、県が行政機関としての意思を決定する際に作成されるものであるが、業務報告書は、職員が行った業務内容や業務に対する成果等を上司等に報告するための書類であり、行政機関としての意思を決定するものではないことから、「伺い」に類する書類を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 実施機関が非公開とした部分について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての

実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	